



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
8 月 15 日
第 3583 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 訓 令

※滋賀県税事務取扱規程の一部改正（税政課）..... 1

○ 告 示

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可（水産課）..... 3

訓令

滋賀県訓令第40号

滋賀県税事務取扱規程（昭和35年滋賀県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成24年 8 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

[illegible]

別記様式第69号中

を

を「払込額」に、「振込金額」を「払込金額」に、「通知書数」を「通知書枚数」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、平成24年8月15日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県税取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第417号

漁業法（昭和24年法律267号）第129条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成24年8月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

葛川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 葛川漁業協同組合 大津市葛川坊村町237－37
- 2 漁業権の免許番号 内共第25号
- 3 変更認可の内容

内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則中の第5条を次のように改める。

第5条 前条の規定による期間内であっても、別表4のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁法は禁止する。

内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則中の別表3を次のように改める。

魚 種	漁具・漁法	期間
あ ゆ	友釣	解禁日より9月30日まで
	引掛	左記漁具解禁日より9月30日まで
	打網、張網	左記漁具解禁日より9月30日まで
あ ま ご	竿釣	解禁日より9月30日まで
い わ な	竿釣	〃

内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則中の別表4を次のように改める。

ア. 区域	イ. 漁法
貫井堰堤から町居橋までの安曇川	引掛、打網、張網

- 4 施行日 平成24年8月7日

